

学校経営方針

西東京市立田無第一中学校
校長 澤井 稔

学校教育目標

人格の完成を目指し、持続可能な社会の担い手となる自立した市民を育成するため次の4つの教育目標を定める。

「自ら考え、ねばり強くやりぬく生徒」・・・学びに向かう力

「きまりを守り、思いやりのある生徒」・・・人間関係形成力

「心身ともに健康な生徒」・・・健康増進力

「伝統を尊重し、郷土を愛する生徒」・・・社会参画力

○（目指す学校像）

- ・生徒及び教職員一人一人が大切にされ、温かい雰囲気の中、誰一人取り残さない学校
- ・「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を地域と共に培う学校

○（目指す生徒像）

- ・自ら考え、心身ともに健康で、きまりを守り、思いやりのある生徒
- ・自ら課題を見出し、他者と協働しながら粘り強く自己や課題と向き合う生徒

《耐える力と折れない心》

- ・よりよい社会の形成のために伝統を尊重し、郷土を愛する生徒

○（目指す教師像）

- ・教育公務員としての自覚と誇りをもち、ライフワークバランスを保ち、学び続け協力し合う教師
- ・組織の一員としてカリキュラムマネジメントを意識しながら学校運営に積極的に参画する教師

学校教育目標を達成するために

1 自ら考え、ねばり強くやりぬく生徒（「学びに向かう力」を育成するために）

- ①各教科において、主体的・対話的で深い学びを実現し、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を偏りなく実現する。
- ②授業のねらいを明確にするとともに、生徒に興味関心をもたせる表現の仕方を工夫し、学習活動を通じて感動を喚起して生徒に学ぶ楽しさを実感させ、確実に力を付けさせる。
- ③全員が年に1回、研究授業を実施し、参観者の評価を通して授業力を向上させる。
- ④全国の学力調査、生徒による授業評価を活用して授業改善を図る。
- ⑤総合的な学習の時間において環境教育やSDGs、ふるさと探究学習を推進するとともに、伝統文化に関する教育やキャリア教育の充実を図り、意欲をもって自ら課題を設定し、探究を繰り返す力を育成する。
- ⑥分かりやすい授業を構築するためにすべての教員がタブレットを効果的に活用した授業を実践しながら、学習指導の質の向上を図る。

2 きまりを守り、思いやりのある生徒（「人間関係形成力」を育成するために）

- ①学校行事を工夫し、生徒の主体的な運営する中で、自尊感情や自己肯定感を高め、集団への帰属意識や充実感を味わわせる。
- ②特別の教科 道徳の時間を中心に全ての教科・領域の指導の中で、思いやりの心やきまりを守る規範意識を育てるとともに、生命尊重教育を推進する。
- ③スタートアップ期間の活用をはじめ、様々な教育相談活動を通して生徒に寄り添い、生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
- ④西東京市「いじめ防止強化月間」の実施（年3回）と、西東京市子ども条例及び西東京市いじめ防止対策推進基本方針・西東京市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ防止対策の徹底と迅速に情報を共有していじめの早期発見・早期解決に努める。さらに児童虐待に関わる健全育成の推進に努める。
- ⑤ルールやマナーにおける課題や問題点に対して、委員会活動などを通して生徒が主体的に解決方法を考え、改善することができる力を育成する。
- ⑥デジタル・シティズンシップ教育を継承させ、家庭と協働しながらデジタル社会を生きる上で必要な情報リテラシーを育成する。

3 心身ともに健康な生徒（「健康増進力」を育成するために）

- ①健康に関する指導を充実させ、「健康」応援都市・西東京市の市民として、健康と体力作りに取り組み、自らの健康を保つことのできる生徒を育成する。
- ②統合型校務支援システムを活用して学校における教育支援体制の充実を図り、「西東京あったか先生」の理念の下、一人一人を大切にしている指導、支援、対応を推進する。
- ③特別支援委員会を中心に取組を充実させ、全校を挙げて不登校の未然防止に努める。
- ④特別支援学級における知的障害教育、情緒障害教育の内容と指導、通常の学級における支援、特別支援学級と通常の学級の交流を充実させ一人一人を大切にしている教育を推進する。
- ⑥特別の教科道徳や学活の時間を中心に、ライフスキル・プログラムを利用して、適切なコミュニケーションの取り方、自分の感情を自己調整する方法を学び、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きる力を養う。
- ⑦小学校3校と連携を深め、小学校から中学校へとスムーズな移行が可能になるよう小中一貫教育の推進を図る。

4 伝統を尊重し、郷土を愛する生徒（「社会参画力」を育成するために）

- ①キャリア・パスポートを活用して、生徒が自身の変容や成長を自己評価しながら、持続可能な社会の担い手となる自立した市民として地域の中で地域と共に学び共に生きる力を育成する。
- ②障害者サポーター養成講座の実施や生徒にボランティア精神を伴う活動への参加を呼び掛けるなど、積極的な社会参画を促し、異年齢・異世代との交流を通して自己有用感を醸成する。
- ③「西東京ふるさと探究学習」を通して、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を実践的に育むと共に地域への愛着や地域を誇りに思う心を醸成する。

5 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ①学校組織の活性化のため、研修・研究体制を充実し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、教職員の経営参画意識を高める。
- ②朝読書の時間や学校図書館を活用した読書活動を活性化するとともに家庭や地域と連携した読書活動等を充実させる。
- ③場に合った適切なコミュニケーション力を発揮するために、ライフスキル・プログラムを導入し、粘り強く自己や課題と向き合う力を育成する。

- ④コミュニティスクールとしての利点を生かし、生徒のよりよい成長を第一に考えた学校と地域の協働活動の充実、引いては学校を中心とした地域づくりを推進する。
- ⑤SWOT分析で学校の強みや弱点を共有し、課題を明らかにするとともに、その解決に向けて組織的な対応を図る。
- ⑥働き方改革を推進するために、「在勤時間シート」を用いて自らのライフワークバランスを見直すとともに、校務分掌や学校行事の精選を推進する。

経営の方針について

- 1 西東京市教育委員会の教育目標を踏まえ、本校の教育目標の具現化を図るために、教育活動全体を通して生徒の健全育成を含めた教育を充実させる。そのために、指導の基盤となる学級、学年経営を主軸に学校としての一貫した指導体制を作り、生徒の自尊感情や自己肯定観を高める学校経営を行う。
- 2 公立学校の使命を自覚し、法令等を遵守し、学習指導要領のねらいを踏まえ、「知・徳・体」のバランスのとれた教育活動を実践する。
- 3 教職員個々の人格、能力、創意を生かし、「チーム一中」として、生徒及び教職員一人一人を大切にしたい誠意ある指導、支援を行う組織とする。

校務の遂行について

- 1 安全指導の徹底と事故等の未然防止に努める。
- 2 危機対応や救急処置は、迅速に全員で協力し「報告・連絡・相談・記録・確認」を確実に行う。（ホウ・レン・ソウ・キ・カク）
- 3 地方公務員並びに教育公務員としての自覚をもち、サービスを遵守する。
- 4 法令や本市の諸規程等や、本校の「学校管理運営規程」に基づき遺漏なく校務を遂行する。
- 5 事務処理は、正確で丁寧に作成し期限を守り、公文書として元号を使用する。
- 6 豊かな人間性と優れた専門性を発揮するための研修活動を充実する。
- 7 教職員として望ましい態度や振る舞い方、身だしなみや服装、適切な言葉づかいの徹底を図る。
- 8 校内の環境整備と美化に努め、机上のフラット化を徹底する。
- 9 時間を大切に、有効な活用を図る。タイムマネジメントの意識を向上させ、時間外在校等時間が月45時間を超えないようにする。また、年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする（付与された日数の50%以上の取得を目指す）。
- 10 健康増進を図るため、全日「敷地内全面禁煙」とする。
- 11 学校運営協議会や保護者・地域住民等による学校関係者評価を学校運営に反映させ、開かれた学校作りを推進する。

指導の遂行について

- 1 生徒の学ぶ権利を保障し、適正な教育課程を編成するとともに、指導と評価の充実を図る。
- 2 「西東京あったか先生」として生徒理解に努め、体罰ゼロの指導を行い、いじめや児童虐待防止に努める。
- 3 生徒との信頼関係を確立し、基礎学力の向上と基本的な生活習慣を育成する。
- 4 人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する。
- 5 各教科担任は、教科指導における指導・評価計画を作成し校長に提出する。
- 6 学習指導に当たっては繰り返しや振り返りの継続が学力の定着につながることを認識する。
- 7 授業で身に付ける力を明確にして「ねらい」に落とし込み、生徒が主体的に取り組む効果的な教育活動を通して、確実に力を付ける。

- 8 学級・学年経営の充実を図り、生徒が所属感や存在感もてる学級・学年を構築する。
- 9 特別活動を通して、良好な人間関係を構築し、モラルや集団としてのルールやマナーを守るなど社会性を育成するとともに、充実感や達成感を味わわせる。
- 10 総合的な学習の時間の指導に当たっては、各教科等で身に付けた知識や技能等を横断的に関連付け、計画的に自主的な課題に取り組み、探究活動を通して、自己の生き方を考えることができるようにする。
- 11 特別支援学級の適切な教育活動を展開するとともに、通常の学級との交流、教科等における学習活動を工夫する。これに通常の学級はすすんで協力する。
- 12 生活指導においては、未然防止及び早期発見に努め、対応に当たっては、最悪の状況を想定し、慎重かつ素早く、誠意をもって組織的な対応を行う。また、毅然とした指導のなかにも、生徒の人格を尊重し、優しさや温かさのある指導を積極的に行う。
- 13 不登校生徒の支援の在り方について、教育相談の充実を図るとともに、生徒の実態、家庭の実情等を踏まえ、特別支援委員会や生活指導部会において、不登校対策担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等との情報を確実に共有し、関係機関との連携を図る。
- 14 校内研修等を通して実践力を磨き、指導の改善と充実を図る。
- 15 進路指導においては、3年間を見通した意図的・計画的な指導の充実を図る。
- 16 部活動は、「部活動ガイドライン」に従い、教員が協力し、生徒の夢や保護者の期待に応えるようにする。
- 17 「健康」応援都市の実現に向けて、食育の指導については、計画に基づき具体的に進める。
- 18 あらゆる教育活動を通して、安全教育・環境教育を推進する。
- 19 一人一人を大切にする、誰一人取り残さない教育を推進する。
- 20 全校朝読書などを通して読書活動を推進するとともに、図書館機能を高める。

服務の厳正について

- 1 法令等の遵守。
- 2 パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントの防止。
- 3 児童生徒性暴力・わいせつ行為の禁止。
- 4 SNS等を利用した私的なやり取りの禁止
- 5 体罰・不適切な指導・暴言の根絶。
- 6 交通事故・交通違反の防止
- 7 飲酒に伴う不適切な行為の防止
- 8 個人情報及び公文書の適正な管理。
- 9 障害者差別・SOGIハラスメントの防止
- 10 情報セキュリティポリシーの遵守。
- 11 職場のパソコン・タブレット端末の不正使用の防止
- 12 兼業・兼職の届け出義務の遵守。
- 13 海外旅行等の届け出義務の遵守。
- 14 配布物の適正な文書起案・決済。
- 15 関係業者との利便供与の禁止。
- 16 会計事故の防止。
- 17 出退勤の時間・届け出た経路及び方法での通勤・週案簿の提出の遵守。
- 18 教職員としての規範の順守

生徒同士・生徒と職員・職員同士・学校と家庭・学校と地域の良好な人間関係（**和親**）を基盤として、一人一人が**研鑽**に励む学校を目指す。